# 苫小牧市沼ノ端クリーンセンター発電電力の容量価値売却
# (2029 年度分(令和 11 年度分))仕様書

## 1　概　要

(1) 適用範囲

本仕様書は、苫小牧市沼ノ端クリーンセンター発電電力の容量価値売却について適用する。

(2) 目　的

苫小牧市沼ノ端クリーンセンターは「発動指令電源」として、2029 年度（令和 11 年度）容量市場に参加し、容量価値の売買を行うことを目的とする。

(3) 件　名　　苫小牧市沼ノ端クリーンセンター発電電力の容量価値売却

(4) 履行場所　　苫小牧市字沼ノ端２番地の２５ 苫小牧市沼ノ端クリーンセンター

(5) 業　種　　一般廃棄物の焼却施設

(6) 発電設備　　出力２，０００kW

(7) 電気方式等

ア　電気方式　　交流３相３線式

イ　供給電圧　　６，６００V

ウ　周波数　　５０Hz

エ　本線　　１回線

(8) 接続電力系統　　北海道電力ネットワーク株式会社

(9) 電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点

北海道電力ネットワーク株式会社の３１画７５区９７図７６番６２の１９号柱より引込みの苫小牧市（以下「発注者」という。）所有の苫小牧市沼ノ端クリーンセンター構内第１柱に施設した供給者の区分開閉器電源側接続点（供給地点特定番号：01198598830010480010000）

(10) 系統コード　　16A54

## 2　売却仕様

(1) 契約期間　　契約締結日から令和１２年３月３１日まで

(2) 売却期間　　令和１１年４月１日から令和１２年３月３１日まで

(3) 認定発電設備　　本施設は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年 8 月法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に規定されるバイオマス発電設備の認定を受け、再エネ特措法で定められた買取期間満了を迎えている。（全量非 FIT）

(4) 契約金額の算定及び支払い

ア　契約金額は契約容量に容量単価を乗じて得た金額に、消費税及び地方消費税相当額を乗じた金額とする。

イ　2029 年度（令和 11 年度）容量市場の北海道エリアにおいて「調整係数」が適用された場合には、調整係数を考慮した契約容量を見積もること。

ウ　2029 年度（令和 11 年度）容量市場の実需給期間終了後、受注者は 2030 年度（令和 12 年度）４月末までに契約金額を支払うものとする。

## 3　その他

(1) 発電設備の停止

ア　受変電設備の法定年次点検は例年６月に実施し、10 日程度の発電停止期間が発生する。また、電気事業法に基づく蒸気タービン安全管理審査を４年ごとに実施し、次回は 2030 年度に実施予定である。これらの停止期間は設備の点検内容により変動するため定周期ではなく、詳細は実需給年度の前年に決定する。

イ　上記アに掲げる停止期間については、いずれも受注者の意向は考慮しない。

(2) 権利義務の譲渡等

受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合にはこの限りでない。

(3) 発動指令時の対応

電力広域的運営推進機関（ＯＣＣＴＯ）からの発動指令時には、受注者は遅延なく発注者に伝達するものとする。なお、伝達方法等についての詳細は協議によるものとする。

(4) 供給力不足による損害負担

発注者の故意または過失による場合を除き、容量市場への供給力提供に関する一切の損害（実効性テスト及び実需給中の契約容量未達によるペナルティ請求を含む）は受注者が負担すること。

(5) 一般廃棄物処理の操業

ア　「４　その他（1）発電設備の停止」の規定に関わらず、一般廃棄物処理の安定処理を優先するため、事前の予告なく操業変更及び操業停止をすることがある。

イ　平日 9：00～12：00 及び 13：00～16：00 の時間帯において、実効性テスト及び発動指令があった場合は消費電力 300kW 相当の設備停止による使用電力の削減を行う。なお、16：00 頃から 20：00 及び、その他時間帯で使用電力の削減を行うことを保証するものではない。

また、当該設備は平日 9：00～12：00 及び 13：00～16：00 頃まで稼働しており、火曜日が点検による設備停止となっている。

(6) 計測装置等の設置及び運用

受注者が電力量等の計測装置を設置及び運用する場合は、協議により協力するものとする。

なお、装置の設置及び運用に係る一切の費用については、受注者が負担すること。また、計測装置等の設置の必要がなくなった場合は、受注者の負担で撤去する。

(7) 契約内容の変更

契約容量の変更については原則として実施しない。実効性テストの結果が契約容量に達しなかった場合においても、そのことのみを理由として契約容量の変更は行わない。

ただし、発注者の設備の大幅な変更や発注者の故意、重過失により試算用データとの乖離が著しい等やむを得ない事由がある場合には、受注者は契約容量の変更を申し出ることができる。

発注者及び受注者は、契約容量を含む契約内容の変更を希望する場合、あらかじめ書面により相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議の上、決定するものとする。

(8) 協議

その他、仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者間の協議により定める。

(9) 添付資料

・売却電力量実績　　令和７年 10 月～令和８年９月分